防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案参照条文 目次

0	\circ	\circ	\circ	\circ
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

0 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号) (抄)

第二条 報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置 又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体 において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情 必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、 (以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために 電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 (情報通信ネットワーク (以下この条

0 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)

(定義)

第二条

(略)

2 \ 4 (略)

5 衛大臣政策参与、 この法律 (第九十四条の七第三号を除く。) において「隊員」とは、 防衛大臣秘書官、第一 項の政令で定める合議制の機関の委員、 防衛省の職員で、防衛大臣、 同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にあ 防衛副大臣、 防衛大臣政務官、 防衛大臣補佐官、

る職員以外のものをいうものとする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、 同様とする。

2 \ 4 (略)

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

2 前 ·項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、 同項の刑に処する。

0 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和二十九年法律第百六十六号) (抄

(定義)

第 条 (略)

2 (略)

防

- この法律において「特別防衛秘密」とは、 左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、 図画又は物件で、 公になっていないものをいう。
- 日 米相互防衛援助協定等に基き、 アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
- イ 構造又は性能

3

- ロ 製作、保管又は修理に関する技術
- ハ 使用の方法
- ニ品目及び数量
- 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、 装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

〇 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号) (抄)

(特定秘密の指定)

第三条 を除く。 が必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するもの 事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿すること 関を除く。)にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関)を特定秘密として指定するものとする。ただし、 内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長につ (合議制 の機

2·3 (略)

いては、

この限りでない。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)(抄)

(兼営の認可)

第一条 信託業法 銀行その他の金融機関 (平成十六年法律第百五十四号) 第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務 (政令で定めるものに限る。 以下「金融機関」という。)は、 他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて (政令で定めるものを除く。 以 下 「信託業務」という。

- を営むことができる。
- 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
- 等をいう。)を行う業務をいう。 信託受益権売買等業務(信託受益権の売買等(金融商品取引法 次条第三項及び第四項において同じ。 (昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買
- 財産の管理 (受託する信託財産と同じ種類の財産について、 次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理

1 財産に関する遺言の執行を行うものに限る。)

七六五四 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介会計の検査

次に掲げる事項に関する代理事務 第三号に掲げる財産の管理

財産の整理又は清算

口

債権の取立て 債務の履行

2 • 3

(略)